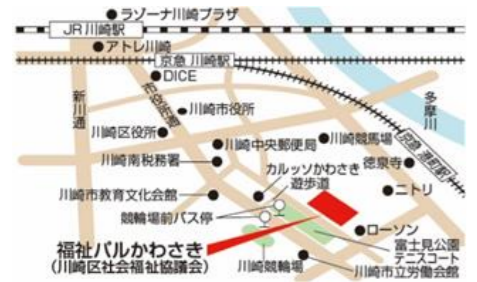


○成年後見制度の相談について

お住いの区のアんしんセンターにご相談ください。

川崎区あんしんセンター

〒210-0011 川崎区富士見1-6-3
読売川崎富士見ビルB-1棟6階
福祉パルかわさき内
電話:245-1144 FAX:211-8741



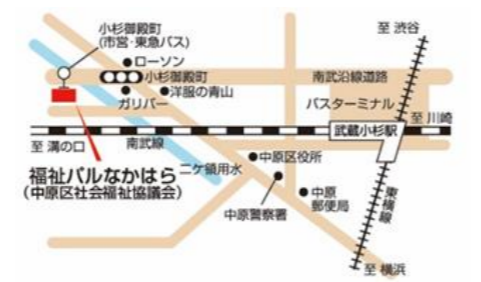
幸区あんしんセンター

〒212-0023 幸区戸手本町1-11-5
さいわい健康福祉プラザ
福祉パルさいわい内
電話:556-5082 FAX:556-5577



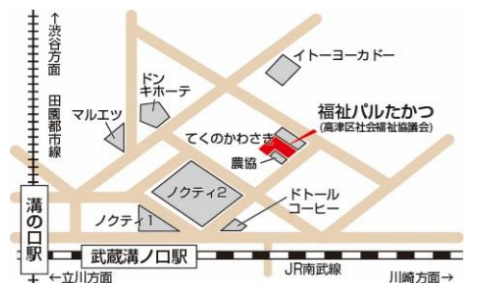
中原区あんしんセンター

〒211-0067 中原区今井上町1-34
和田ビル1階
福祉パルなかはら内
電話:722-6122 FAX:711-1260



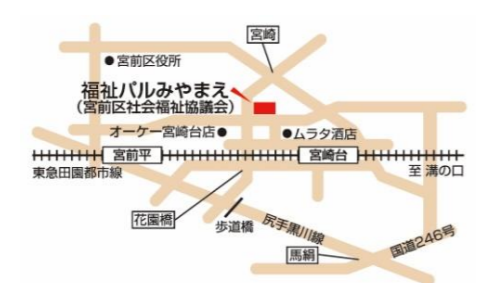
高津区あんしんセンター

〒213-0001 高津区溝口1-6-10
てくのかわさき3階
福祉パルたかつ内
電話:812-5833 FAX:812-3549



宮前区あんしんセンター

〒216-0033 宮前区宮崎2-6-10
宮崎台ガーデンオフィス4階
福祉パルみやまえ内
電話:856-5788 FAX:852-4955



多摩区あんしんセンター

〒214-0014 多摩区登戸1891
第3井出ビル3階
福祉パルたま内
電話:933-2411 FAX:911-8119



麻生区あんしんセンター

〒215-0004 麻生区万福寺1-2-2
新百合21ビル1階
福祉パルあさお内
電話:952-5711 FAX:952-1424



社協イメージキャラクター ななふく

○成年後見支援センター事業に関する問い合わせ

川崎市社会福祉協議会 川崎市成年後見支援センター

〒213-0001 川崎市中原区上小田中6-22-5
川崎市総合福祉センター6階

電話:044-712-8071 FAX:044-739-8738

E-mail:kouken@csw-Kawasaki.or.jp



あんしんセンター便り



令和4年6月
第3号

令和3年7月に川崎市成年後見支援センターが開設されてから約1年が経ちました。成年後見支援センターでは、川崎市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を推進するため、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能を実施してきました。今回は、令和3年7月～令和4年3月の活動を報告します。

① 広報

- ①センター開設の広報（7/1～10/31）
地域包括支援センター、障害者相談支援センター、医療機関、相談支援機関等、計207箇所に広報
- ②市民向けリーフレットの配架依頼
郵便局・川崎信用金庫・横浜銀行の市内全店、行政機関、医療機関、相談支援機関等、1,000箇所以上に広報
- ③市民向け研修（2回）
『成年後見制度について』
※コロナ禍のためオンラインでの開催となりました。
第1回（9/17）参加者数41名
第2回（1/22）参加者数35名



- ④関係機関向け研修（2回）
第1回（7/19）『成年後見制度の概要』
参加者数73名
第2回（11/19）『任意後見制度について』
参加者数52名
- ⑤各区あんしんセンターによる出張講座 27件
- ⑥ニュースレターの発行
2回（11月・2月）
相談支援機関および区役所に配布
- ⑦成年後見制度パンフレットの作成
従来のパンフレットをリニューアルしてQ&Aを盛り込みました。



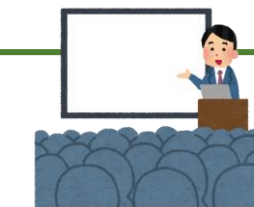
② 相談

- ①初回相談件数 723件
※令和2年度の相談件数は99件
- ②申立支援件数 69件
※申立に繋がった件数 31件
内訳：補助5件、保佐10件、後見16件
（うち日常生活自立支援事業利用者4件）
- ③専門相談 34件
内訳：弁護士16件、司法書士13件、社会福祉士5件
こんな相談がありました…
（弁）制度を利用しての不動産処分、訴訟など
（司）任意後見や任意代理、相続のための制度利用
（社）障害のある子どもの親亡き後の後見制度の活用、障害や認知症のある親族の申立
- ④専門職派遣 3件
内訳：弁護士2件、司法書士1件
こんな派遣がありました…
（弁）家計を支える夫が脳の疾患で倒れ、制度利用とそれまでに対応する支出（ローン等）の整理について助言
（司）将来のことがまとめきれない高齢者に制度の必要性、遺言などの情報を提供して課題を整理



③ 利用促進

- ①申立書書き方講座（7/19）
参加者数67名
- ②市民後見人養成
第5期市民後見人実務研修の実施
12名修了・登録
- ③市民後見人フォローアップ研修
（10/27と3/4・18）
参加者数延べ66名
- ④成年後見制度シンポジウム（10/16）
参加者数40名
※シンポジウム後の士業相談会 相談件数8件
- ⑤受任調整会議
12月にプレ会議を開催
2月から実施
- ⑥専門職後見人等候補者チラシの作成と配布



④ 後見人支援

- ①親族後見人向け研修（11/29）
実際に後見人になっている親族が4名参加
- ②親族後見人支援 1件



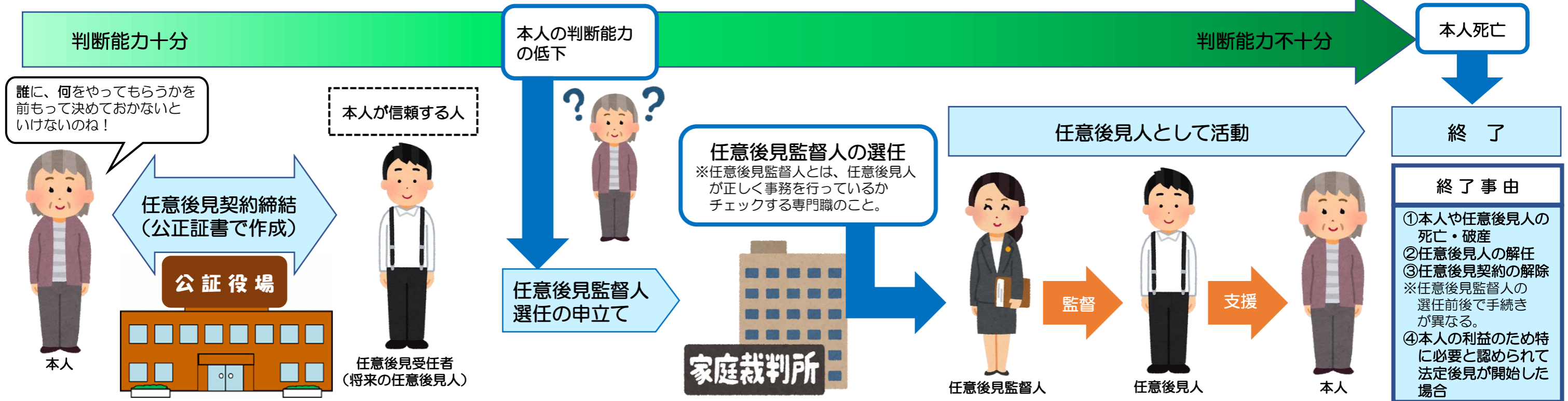
令和4年度の研修等のおおよその予定については4面をご覧ください！



川崎市社協キャラクター ななふく

将来の不安に備える～任意後見制度～

☆手続きの流れ(イメージ)



任意後見制度とは

しっかりと内容を理解して契約する能力があるうちに、自分が信頼する人に、あらかじめ支援してほしいことを契約書で決めておき、判断能力が不十分になった時に、契約の内容に従って支援してもらう制度です。
任意後見契約は、公証人による公正証書で作成し、法務局に登録する必要があります。

☆川崎市内の公証役場はどこ?

□ 川崎公証役場
(住所)川崎区駅前本町3-1
NMF川崎東ビル 11階
(電話)044-222-7264

□ 溝の口公証役場
(住所)高津区溝口3-14-1
田中屋ビル 2階
(電話)044-811-0111

☆任意後見契約と一緒に締結することの多い委任契約

●見守り契約
本人の生活状況や健康状態を把握するため、また信頼関係を築くために、本人が元気なうちから、定期的に電話連絡や訪問をします。そのため、本人の判断能力が低下した時に、いち早く気付くことができます。

●任意代理契約(財産管理等委任契約)
判断能力がしっかりしていても、病気等で身体が不自由であったりして、日々の財産管理が難しいような場合、委任契約で決めた内容の支援してもらいます。

●死後事務委任契約
本人が死亡すると任意後見契約は終了するので、その後の事務手続きはできなくなります。死後の葬儀や埋葬、医療費や施設利用料等の清算、家財道具の処分等の事務について別途契約して支援してもらいます。

☆任意後見監督人選任の申立時の注意点

- ◎ポイント1
任意後見監督人の選任は必ず必要になります。家庭裁判所が弁護士や司法書士などの専門職を選任します。
- ◎ポイント2
任意後見監督人選任の申立てができるのは、本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者になります。
- ◎ポイント3
本人以外の請求により任意後見監督人選任の申立てをする場合、本人が意思表示できない時を除いて、本人の同意を得る必要があります。

☆任意後見契約の内容

本人に代わって契約等の法律行為を行う権限を「代理権」といいます。任意後見契約では、将来、任意後見人が代理権を使って本人を支援する内容をあらかじめ契約で決めておきます。

契約内容の例

- 生活・療養看護に関すること(医療・入院・施設入所・福祉サービス等の契約)
- 財産管理に関すること(不動産・預貯金の管理、定期的な収入の受領や費用の支払)

取消権×

任意後見人は「取消権」を持つことはできません。取消権とは、本人が成年後見人等の同意を得ないで重要な契約行為を行った場合、成年後見人等がその行為を無効なものとする権限です。取消権が必要な場合は、法定後見制度の申立てをする必要があります。

羊 契約や申立等にかかる費用は?

- 任意後見契約書作成費用
 - ・公正証書作成基本手数料：11,000円
 - ・登記嘱託手数料：1,400円
 - ・登記所に納付する印紙代：2,600円
 - ※他にも正本作成手数料や切手代等の費用がかかります。
- 任意後見監督人選任申立費用
 - ・申立手数料：800円
 - ・登記嘱託手数料：1,400円
 - ・郵便切手代：3,450円
 - ※他にも戸籍謄本や住民票の発行手数料、診断書料等がかかります。
- 任意後見開始後にかかる費用
 - ・任意後見人の報酬：任意後見契約の中で定めた額
 - ・任意後見監督人への報酬：本人の財産、監督事務の内容、任意後見人の報酬額等の諸事情を考慮して家庭裁判所が決定した額
 - ※その他、後見事務の処理に必要な諸経費がかかります。

☆契約に必要な書類は?

- 本人についての書類
 - ・印鑑登録証明書
 - ・戸籍謄本
 - ・住民票
- 任意後見受任者についての書類
 - ・印鑑登録証明書
 - ・住民票

